

## 答案の書き方

### 第1 総論

<司法試験予備試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて>

#### 1 無効答案 次の答案は無効答案として零点とする。

(1) 故意、過失を問わず、解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される余事記載（表裏書き違えによる「裏面に記載」「裏面から記載」の記述を除く。）のある答案

答案を書き終えた後に書き洩らした事項があることに気づき、「※」印を付けて、「以下を○頁○行目」に挿入とした場合、特定答案とはならない。

答案を書いている途中において、大幅な削除が生じた場合、広範囲に二重線削除若しくは「×」印にて削除しても特定答案とはならない。

不自然な改行は不可。例えば、1行おきに空けて解答を記載した答案は、特定答案とされるリスクあり。この点、各設問間に1行空ける答案も見られるが、再現答案の成績を見る限り、無効答案とはされていないようである。

#### (2) 指定の筆記具（黒インクのボールペン又は万年筆。）以外で記載された答案

⇒黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）

消すことができるフリクション（pilot 社製）は使用不可

ブルーブラックも黒ではないため、使用不可

#### 2 答案用紙の科目の取違い 答案用紙の科目を取違えた場合は、零点とする。ただし、正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については、正規答案として採点する。

例えば、予備試験民事系では、「民法」用答案用紙、「商法」用答案用紙、「民事訴訟法」用答案用紙が同時に配布されるが、このうち、「民法」用答案用紙に、「商法」の問題の解答を書いてしまうのが答案の取違いに当たる。

ただし、救済措置があり、試験時間内に申告した場合に限り、書きたかった科目への答案に変更してもらえる。※試験終了後の申告には一切応じてもらえない。

なお、答案は間違っていないが、表裏を間違えた場合には、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」と試験時間中に書けばよく、試験官による対応を求める必要はない。※試験終了後の申告には一切応じてもらえない。

第2 記載形式面 (リーガル・ライティングの作法)

1 項目の細別 (いわゆるナンバリング)・用字

慣例として司法試験の答案は裁判文書の表記法に準じる。裁判文書の表記法は「公用文作成の要領」に準拠している。

(1) 項目の細別符号は、第1→1→(1)→ア→(ア)の順で用いる。

※第1は設問が分かれていなければ使わないときもある。

・下のものを使うたびに1字下げる。ただし、この点は徹底していない答案が多数

第1 設問1

1 本件では、～

(1) ～条の趣旨は～

ア この点、～

(ア) ～

(2) 用字についても公用文における漢字使用に準拠する。

漢字使用は常用漢字表による。送り仮名は「送り仮名の付け方」による。

接続詞は、原則、ひらがなとするが、次の4語「及び」「並びに」「又は」「若しくは」は漢字とする。

2 条文引用の作法

・原則として、出題されている科目的法令名は不要。

(例外)

(1) 商法のように複数の科目が問題文中同時に問われている場合

⇒会社法、商法、手形法、小切手法の区別が必要

(2) 憲法と刑事訴訟法や、刑事訴訟法と刑事訴訟規則のように上下関係のある法令が問題文中同時に問われている場合

⇒出題科目を「法」、憲法は「憲法」、同じ法令の規則なら「規則」と書く。ただし、最初にその旨断る必要がある。(刑訴法(以下、「法」と略する。)〇〇条)

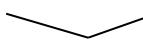
※枝条文の表記法「民法第398条の2第2項」ではなく、「民法398条の2第2項」とする。

3 削除・修正の作法

(1) 削除

1行なら横二重線、数行なら斜線

(2) 加筆

追加する箇所の上に  を入れて、その中に加筆

1行削除後に書き直すときは、その後に書く他、横二重線の上に書いてもよい。数行削除なら、その後に書くしかない。

4 文章構造

「～である。」(断定)と「～と解する。」(私見)

単文でも重文でも構わないが、一文は短く区切る。淡々と認定を積み重ねていく答案は読みやすい。

5 答案の最後に「以上」と入れる。

設問ごとには入れない。途中答案ではないことを示す趣旨。

### 第3 記載内容面

#### 1 問題文の精読

時系列と登場人物の関係に留意

判例を素材にした問題の場合、判例の事案と全く同じではない可能性が高いので違いに留意する。

#### 2 適用される条文を想起する。

民事実体法であれば、権利根拠規定（請求権パターンの場合は権利根拠規定が出発点）のみならず、権利障害規定まで含めて、適用されうる条文を想起する。

#### 3 答案構成

フローチャート型答案構成を問題文用紙の余白に速記する。

#### 4 論証の展開

(1) 問題提起（すべての論点に問題提起が必要なわけではない。問題提起が必要となる論点は、その設問との関係で重要な解釈上の争点がある場合に限られる。）

問題提起が不要な場合は、事実認定（問題文の事情を条文の要件に該当するとの認定）だけで足りる。

↓

(2) 自説の理論展開（主に規範定立のための理由付け）

条文の文言からの論理的観点（許容性）と条文の趣旨からの論理的観点（必要性）

これらのベクトルが一致すれば規範はストレートに示しやすいが、ベクトルが対立すればその調整が必要になる。

↓

(3) 規範定立

ア 趣旨から規範定立パターン

- ① ~条の趣旨は、~である。
- ②したがって、「規範」。

イ 趣旨から類推パターン

- ①この点、文言的には適用外。
- ②しかし、「趣旨」。そして本件でも類推の基礎があることの指摘
- ③そこで、「規範」

ウ 趣旨と反対利益を用いるパターン

- ①この点、「趣旨」。
- ②しかし、「反対利益も保護する必要性」。
- ③そこで、両者の調和を図る観点から「規範」。

エ 原則一例外パターン

- ①この点、「趣旨」から、原則的帰結。
- ②しかし、「反対利益の保護の見地から例外を認める必要性・許容性」
- ③そこで、「規範」の場合には、例外が認められる。

↓

(4) あてはめ

大きなあてはめは「これを本件にみるに~」で書き始める。小さなあてはめは認定で足りる。

該当する事実を問題文から拾う。

その事実を適切に評価する（書き写しだけではあてはめにならない）。

↓

(5) 結論